（支給停止解除の申請）

第六十一条　法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第六十四条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により遺族厚生年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～七　（略）

3　（略）

（支給停止の申出）

第六十一条の二　法第三十八条の二第一項の規定により遺族厚生年金の支給停止の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第六十一条の三　法第三十八条の二第三項の規定により遺族厚生年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2・3　（略）

（胎児の出生による遺族厚生年金の額の改定の請求）

第六十二条　遺族厚生年金の受給権者である妻又は子は、法第五十九条第三項に規定する胎児が出生したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

3　（略）

（支給停止解除の申請）

第六十一条　法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第六十四条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により遺族厚生年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二～四　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～七　（略）

3　（略）

（支給停止の申出）

第六十一条の二　法第三十八条の二第一項の規定により遺族厚生年金の支給停止の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

2　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第六十一条の三　法第三十八条の二第三項の規定により遺族厚生年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

2・3　（略）

（胎児の出生による遺族厚生年金の額の改定の請求）

第六十二条　遺族厚生年金の受給権者である妻又は子は、法第五十九条第三項に規定する胎児が出生したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

3　（略）